石狩湾新港管理組合告示第 30 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の５第１項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成 28年 10 月 18 日

石狩湾新港管理組合
管理者　　高橋　はるみ

１　資格及び調達をする役務等の種類

平成 28年度において石狩湾新港管理組合が締結しようとする（１）に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は（２）に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、（３）に定めるものとする。

（１）契約　平成 28年 10 月 18 日に入札の公告を行う石狩湾新港地区臨港道路外除雪業務

（２）資格　石狩湾新港管理組合の石狩湾新港地区臨港道路外除雪業務に関する資格（以下「資格」という。）

（３）役務等の種類　石狩湾新港地区臨港道路外除雪業務

２　資格要件

入札に参加する者は、単体企業、中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）又は特定除雪業務共同企業体(以下「共同企業体」という。)であって、単体企業にあっては（１）の要件、協同組合にあっては（２）の要件、共同企業体にあっては（３）の要件をすべて満たしていること。

（１）単体企業の要件

ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

イ　平成 27年度石狩湾新港管理組合告示第１号に規定する一般土木工事又は舗装工事の資格を有する者であること。

ウ　石狩湾新港管理組合の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

エ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第２号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

オ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の石狩湾新港管理組合建設工事等競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

カ　小樽市又は石狩市に本店、支店又は営業所を有する者であること。

キ　過去５年間（平成 23年度以降）に、国、道又は市町村の管理道路の除排雪業務を元請として受託した実績を有する者であること。

ク　使用する機械（入札公告の１の（４）のイに掲げる機種と同等若しくは同等以上の車両をいう。）を全て配置できること。

ケ　本業務の入札に参加する者は、協同組合の組合員又は共同企業体の構成員として本業務の入札に参加する者でないこと。

コ　次に掲げる税を滞納している者でないこと。

（ア）道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

（イ）本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

（ウ）消費税及び地方消費税

（２）協同組合の要件

ア　協同組合は、定款で除排雪業務の共同受注を目的としていること。

イ　協同組合は、上記（１）のウ、エ、ク及びコの要件をすべて満たしていること。

ウ　協同組合の組合員の１者以上は、上記（１）のイの要件を満たしていること。

エ　協同組合の組合員は、上記（１）のア、ウからカ及びコの要件をすべて満たしていること。

オ　協同組合は、（１）のキの要件を満たしていること、又は要件を満たしている１者以上の組合員を有すること。

カ　本業務の入札に参加する協同組合の組合員は、単体企業、他の協同組合の組合員又は共同企業体の構成員として本業務の入札に参加する者でないこと。

（３）共同企業体の要件

ア　共同企業体は、（１）のクの要件をすべて満たしていること。

イ　共同企業体の構成員は、（１）のアからカ及びコの要件をすべて満たしていること。

ウ　（１）のキの要件を満たす構成員を１社以上有すること。

エ　構成員の数は、２社又は３社であること。

オ　代表者は出資比率が構成員中最大であること。

カ　すべての構成員の出資比率が、均等割の10分の６以上であること。

キ　本業務の入札に参加する共同企業体の構成員は、単体企業、他の共同企業体の構成員又は協同組合の組合員として本業務の入札に参加する者でないこと。

３　資格審査の申請の時期及び方法

（１）申請の時期

資格審査の申請は、平成28年10月18日（火）から平成28年10月28日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の休日を除く。）の毎日午前９時から午後５時までの間にしなければならない。

但し、最終日は午前12時までとする。

（２）申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア　提出先の名称　石狩湾新港管理組合総務部総務グループ

イ　提出先の所在地　郵便番号　061-3244　石狩市新港南２丁目725-1

電話番号　0133-64-6661

ウ　提　出　方　法　持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

４　資格の有効期間及び当該期間の更新手続

（１）資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から１の（１）に定める契約に係る入札の落札決定の日までとする。

（２）有効期間の更新

資格は１の（１）に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

５　資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

（１）２に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

（２）資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を有する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。